

北畠親房の官制論

下川 玲子

はじめに

北畠親房は、『神皇正統記』の後醍醐天皇の条で、正しい任官が治世の根本であると論じている。

一ニハ其人ヲエラビテ官ニ任ズ。官ニ其人アル時ハ君ハ垂拱シテマシマス。サレバ本朝ニモ異朝ニモコレヲ治世ノ本トス。二ニハ国郡ヲワタクシニセズ、ワカツ所カナラズ其理ノマ、ニス。三ニハ功アルヲバ必賞シ、罪アルヲバ必ズ罰ス。コレ善ヲス、メ悪ヲコラス道ナリ。

親房は、常陸での戦乱の中にもかかわらず、引き続き『職原抄』を著し、任官はいかにあるべきかを具体的に示した。

ところが、これほど任官について記すことに情熱を傾けながらも、親房は、官庁組織・官庁施設の運営・国政の上の位置づけなどを含んだ形で、官制についての全般的構想を打ち出して

いるわけではない。歴史学の研究によれば、律令官制は、平安中期から特定氏族による官司請負制に変質したが、官制の内実が変容したにもかかわらず、神祇官・大納言等の官職名はそのまま存続した。このような形で存続した形式的な官職体系、および、官職名に対応する位階によって形成されたヒエラルヒーの両者をあわせたものを、官位制度と呼ぶことにしよう。このような意味での官位制度は、任官を最も重要な要素とする。人が任じられさえすれば、それだけでこの制度は機能する。しかし、官位制度は官制の一側面でしかなく、官制自体とは区別されるべきものである。親房が記述しているのは、もっぱら、この官位制度なのである。

本論文は、まず、任官はどのような基準で行われるべきか、その基準はなぜ正当なのかということについての親房の見解を、『神皇正統記』『職原抄』から明らかにする。次に、親房と同時代の公家の任官論との比較により、彼の思想の特徴を明確

にする。最後に、官位制度と天皇の関係についての親房の見解を明らかにした上で、彼が官制全体のあり方をどうとらえていたかを推測する。

親房の思想研究は、『神皇正統記』を中心とし、歴史思想や神道論との関連からのアプローチが多い。しかし、『職原抄』を視野に入れた彼の政治思想研究は手薄である。本論文は、その方向への研究をめざすものである。

一 二つの任官基準

北畠親房は、『神皇正統記』で、上古^④における任官がどのような基準で行われたかを述べている。

昔人ヲエラビモチキラレシ日ハ先德行ヲツクス。德行オナジケレバ、才用アルヲモチキル。才用ヒトシケレバ勞効アルヲトル。又徳義・清慎・公平・恪勤ノ四善ヲトルトモミエタリ。格條ニハ「朝ニ斯養タレドモタニ公卿ニイタル。」ト云コトノ侍ルモ、德行才用ニヨリテ次ニモチキラルベキ心ナリ。

(後醍醐天皇の条)

これは、選叙令・考課令をふまえた記述である。

A 凡心レ選者、皆審ニ^⑤「状態」。銓擬之日。先尽^⑥「德行」。德行同。取^⑦「才用」高者。才用同。取^⑧「勞効」多者。」

(選叙令)

B 徳義有レ聞者。為^⑨「一善」。清慎顕著者。為^⑩「一善」。公平可レ称者。為^⑪「一善」。恪勤匪レ懈者。為^⑫「一善」。

つまり、德行と才用という行政官としての個人の資質によって登用を決めるのが、上古の任官の方法であり、それは能力主義の原則に基づいていると言える。

親房は、上古にならって、能力主義による任官が妥当であると考えていた。それは、『職原抄』で、個人の資質を任官基準として示していることから明らかである。

『職原抄』中納言の条に、「納言以上殊可レ撰^⑬其人^⑭之官也」として、納言以上の頭官の任官には、官吏として能力を問題とすべきとする。参議の条に、「諸臣之中四位以上有^⑮其才^⑯之人奉^⑰勅参^⑱議官中政^⑲之意也」として、才が人事にあたって重要視されるとする。また、中央官に限らず地方官も同様である。例えば、国司について、要職に耐えうる才のある者を任ずべきとする。

凡国司之撰。和漢重^⑳レ之。此云^㉑烹^㉒鮮^㉓之職^㉔。又云^㉕二分憂^㉖之官^㉗。漢宣帝常称曰。與^㉘我共^㉙治^㉚者。唯良^㉛二千石^㉜乎云々。誠^㉝是^㉞当^㉟二一方^㊱之重^㊲寄^㊳。察^㊴二百姓^㊵之寒^㊶苦^㊷。非^㊸二庸^㊹才^㊺之所^㊻可^㊼二企^㊽望^㊾。故昔^㊿時固^㊽設^㊾「格制」以^㊿勤^㊽二治^㊾否^㊿。合^㊽レ格^㊾者蒙^㊿レ賞。違^㊽レ格^㊾者被^㊿レ黜。是所^㊽三以^㊾二扱^㊿二良^㊽吏^㊾一也。

(国司の条)

しかし一方で、親房は、能力重視の登用とは矛盾する任命基準を容認している。譜第の家柄の出であるか否かを判断の基準とするのである。親房の時代には、家柄が任官における重要な条件であった。だから彼は、現行のシステムをそのまま容認

していたと言える。

寛弘ヨリアナタニハ、マコトニオカシコケレバ、種姓ニカカ、ハラズ、將相ニイタル人モアリ。寛弘以來ハ、譜第ヲサキトシテ、其中ニオモアリ徳モアリテ、職ニカナヒヌベキ人ヲゾエラバレケル。(中略)アマリ譜第ヲノミトラレテモ賢オノイデコヌハシナレバ、上古ニオヨビガタキコトヲウラムルヤカラモアレド、昔ノマ、ニテハイヨクミダレヌベケレバ、譜第ヲオモクセラレケルモコトハリ也。

(『神皇正統記』後醍醐天皇の条)

寛弘以前の能力主義に基づく任官にならうべきだとの意見はあるが、あまり現行のシステムを無視すれば混乱が広がるばかりなので、家柄重視の任官も容認するとの説明である。

親房は、『職原抄』の三公(太政・左右大臣の三官)の条で、「皆則闕之官也」と記す。「則闕之官」とは、職員令の「无其人則闕」との記述を継承したもので、これらの官には徳のある人物を任ずべきなので、適切な人材がない場合は欠官にしておくとの意味である。親房の「則闕之官」の記述からは、彼は職員令の理念を継承して、あくまで徳に基づく任官を主張しているかに見える。しかしながら、親房は、続いて『職原抄』の三公の条に、「文徳御世藤原良房任レ之、爾來連綿任レ之」と記し、藤原良房の子孫が太政大臣や左右大臣の頭官を世襲的に独占した歴史の事実を指摘して、別に非難を加えていない。親房は、「則闕之官」という用語が端的に示す徳に基づく任官の理念を掲げながら、同時に官職が特定の家柄により独占される現実を

認めているのである。

以上で見たように、親房は、任官基準として家柄重視主義と能力重視主義と二つの基準を用いようとする。しかし、人材を家柄・血統を基準にして選ぶか、個人の能力を基準として選ぶか、個人の能力を基準として選ぶかは、その一方を徹底すれば他方が成り立たなくなる関係にある。両方の基準を併用するならば、どちらかを主として、どちらかを副としなければうまくゆかない。そこで親房は、「譜第ヲオモクセラレケルモコトハリ也」と家柄・血統に基づくことを優先する。その上で「譜第ヲサキトシテ、其中ニオモアリ徳モアリテ、職ニカナヒヌベキ人ヲゾエラバレケル」として、能力は、家柄を補完するものとする。つまり、よほど優秀ならば、家柄に関係なく登用すべきであるが、原則としては、家柄に基づく任官が行われるべきだというのが親房の見解である。

二 家柄に基づく任官の正当化

それでは、親房は、家柄に基づく任官が、能力に基づく任官より優先されるのが正当であることを、何に基づいて根拠づけるのだろうか。

第一に、親房は、神話に根拠を求めて正当化している。彼は、藤原氏が撰関職を世襲することを容認しているが、藤原氏による世襲がなぜ正当であるのか、次のように説明している。

此鎌足ノ大臣ハ天兒屋根ノ命二十一世孫也。昔天孫アマク

ダリ給シ時、諸神ノ上首ニテ、此命、殊ニ天照太神ノ勅ヲウケテ輔佐ノ神ニマシマス。

(『神皇正統記』 皇極天皇の条)

コノ天皇(清和)ノ御時良房ノ大臣ノ撰政ヨリシテゾマサシク人臣ニテ撰政スルコトハハジマリニケル。但此藤原ノ一門神代ヨリユヘアリテ国主ヲタスケ奉ルコトハサキニモ所々ニシルシ侍リキ。

(同 清和天皇の条)

藤原氏の祖神は、天児屋根ノ命であり、天照太神に天孫を補佐するように命じられている。天照太神の勅は、時代が下つても有効であり、藤原氏が、補佐の臣つまり撰政関白として天皇に仕えてゆくことは、正当であると言うのである。この根拠づけは、天照太神の勅命が絶対な拘束力を持つ、祖神に下された命令が子孫にまで効力を持つ、ということ前提にしているが、その前提がなぜ正しいのか明確にしていないという問題点がある。

第二に、積善の余慶に根拠を求めて正当化している。再び、撰関家に関する親房の記述を見てみよう。歴史の事実として、撰関職は、藤原氏の北家の良房・基経の子孫のみに独占されてゆく。他流の藤原氏を押し退けて良房・基経の子孫が撰関家として繁栄したことを親房はどう説明しているのだろうか。

此大臣(基経)マサシキ外戚ノ臣ニテ政ヲモハラニセラレシニ、天下ノタメ大義ヲオモヒテサダメオコナハレケル、イトメデタシ。サレバ一家ニモ人コソオホクキコエシカド、撰政関白ハコノ大臣ノスエノミゾタエセヌコトナリニケ

ル。ツギく大臣大将ニノボル藤原ノ人々モミナコノ大臣ノ苗裔ナリ。積善ノ余慶ナリトコソオボエハベレ。

(『神皇正統記』 陽成天皇の条)

基経の子孫の繁栄は、基経の徳の余慶として、基経の行政能力に原因が求められている。個人の能力により基経が撰政となった。そして次に、個人の能力が、個人の昇進のみならず、それを越えて子孫にまで影響する。親房は、これを「積善ノ余慶」と言う。もっと具体的に説明してみよう。唐令に較べ、日本令は、蔭位による顯官の子息保護の色彩が強かったことが指摘されている。親が能力があり顯官となったならば、蔭位として子供の官僚生活のスタートの官位が上となり、人よりも早く高位に昇る。そしてまたその子供が恩恵をうける。このサイクルを繰り返すうちに、家格が決定される。本来、個人の才能や努力に基づいた昇進が、数代後には個人の才能や努力によって変えることのできない家柄を形成してゆく。このように、個人の能力が子孫の昇進に転化する「積善ノ余慶」が説明できる。しかし、これは譜第の家柄の形成を説明していても、譜第の家柄の出身であることを重視して任官することの正当性の根拠を示しているわけではない。

つまり親房は、家柄に基づく任官の正当性の根拠を、神話や「積善ノ余慶」によって説明しきっていないのである。先にも引用した『神皇正統記』の一節に、「昔ノマ、ニテハイヨミダレヌベケレバ、譜第ヲオモクセラレケルモコトハリ也」とある。昔(律令の規定が有効であった時代)のように、能力に基づく

任官をすれば世の中が混乱するので、家柄を尊重する現状に従うほうがよいという意味である。現実尊重路線と言えばそうであるが、なぜ家柄に基づく任官が大切なのかを、秩序を守るという効用からのみ説明しているにすぎず、家柄に基づく任官というシステムに内在する利点や合理的根拠をけつして明らかにしているわけではないのである。

三 中世公家思想における任官の論理

親房の時代の現実には、譜第の家柄の出身であることを重要視する任官が普通であった。しかし、中世貴族の知識人たちは、選叙令や考課令に規定されたような徳や才に基づく任官があるべき姿と考えていた。そして、この現実をいつかは本来あるべき姿に戻さなくてはならないと考えていた。そのような貴族の知識人たちの考えを示す例として、徳大寺実基政道奏状と弘長三年新制法令をあげよう。

徳大寺実基は、政道奏状の「令外官員可レ擲^二何代^一 哉事^レ」の条で、「抑近來人々昇進甚早速也、少年者昇^二卿相^一 帶^二頭職^一 こと述べ、良家の若年者の昇進の早さを批判している。また「擲^二賢才^一 之道以^レ何可^レ被^レ先哉事^レ」の条では賢才の人物をどれだけ適切に登用するかの方法については論じるが、登用に關しての家柄の問題はいっさい無視している。これらの記述から、徳大寺実基が、当時の家柄が良ければ高官に出世できるシステムに批判的であり、賢才という個人の資質に基づいて任官

や昇進が決められるべきだという考えをもっていたことが分かる。

弘長三年八月一三日発布の新制も、家柄に基づく任官を制限して、律令の理念である徳才に基づく任官に回復しようとする中世貴族の政治思想の表明と解釈してよい。

一四條（可^レ三諸院^一宮叙位御給爲^二叙爵^一事）
名門の出身であれば、最初から五位以上に任じられるケースがめだつたので、叙爵即ち從五位下をスタートとすることを定めたもの。

一五條（可^レ行^二諸道儒士課試^一事）
官吏登用試験についての規定。登用は家柄によらず、課試の結果を重んじよと規定したもの。

一六條（不^レ可^レ被^レ下輒聽^中雖^二譜代之輩^一 十歳以前任官上事）
幼児の任官を制限することを規定したもの。

一九條（可^レ下撰^二其人^一 任^中諸國守上事）
国司は、統治能力のあるものを任すべきであるとの規定。当時の国司は国司制崩壊以後の国司であり、知行国主には収入のみを目的とする名目的な国司を任命するといった現状があり、それを批判したものである。

この法令がどこまで実施に移されたかは、ここでは問題としない。名門出身ならば幼児さえ頭官に任じる現実は修正されなくてはならない、という主張を読み取る必要がある。

このような中世貴族の政治思想の延長線上に、後醍醐天皇の建武新政の人事がある。後醍醐天皇は、現行の家柄に基づく任官を徹底的に否定し、能力主義に基づく任官を次々行った。親房自身も、父祖の極官が正二位権大納言にもかかわらず、早々

三十三才でそれを越え大納言に任命されている。⁽¹⁴⁾鎌倉後期は、任官の問題だけでなく政治全般にわたり、現実を改革して、本来あるべき姿に復古しなくてはならないという思潮が高まった時であった。あるべき姿とは、いうまでもなく律令体制である。⁽¹⁵⁾笠松宏至氏によれば、中世にたびたび発布された「徳政令」は、そのような復古への動きの小波である。現

にある状態を否定し、本来あるべき状態に復古させることが「徳政」の原理である。現にある状態は、相伝つまり世襲によつて形成された。「徳政令」は、中世の所有を形成する重要原理である相伝の否定もしくは制限を意味する法令である。相伝の否定は所領の問題に限られない。任官に関して、世襲化の制限（あるいは否定）を行い、律令の規定に従おうとすることも「徳政」なのである。そして鎌倉後期の一連の「徳政」の動きの最大の高まりとして、後醍醐天皇の建武新政がある。建武新政とは、政治全般について律令復古を目指したラディカルな改革運動である。

親房の思想の特徴は、このような一連の公家政治思想や政策に背を向け、現状維持を主張していることである。親房があえて家柄に基づく任官を重んじたのは、後醍醐天皇の改革が引き起こした混乱を目の当たりにして、復古運動に批判的態度を

とつたためであろう。

四 官位制度と天皇

親房の官制論を明らかにするために、彼が官位を授ける側にある天皇をどのように位置づけているのかを考えてみたい。しかし、親房は天皇の政治機構上の役割を明記しているわけではない。そこで、親房の臣下の任官基準論を考察したのと同様に、天皇はいかなる基準で選ばれるべきかについての彼の考えを明らかにする。それを手がかりとして、親房の政治思想上の天皇の位置を考察したい。

親房は、天竺や震旦と比較して日本では天皇位に天皇家以外の人物が就くことがなかった歴史をもつて、日本を神国とみなし異国より優れていると考えている。

我朝ノ初ハ天神ノ種ヲウケテ世界ヲ建立スルカタハ、天竺ノ説ニ似タル方モアルニヤ。サレドコレハ天祖ヨリ以来継体タガハズシテ、タゞ一種マシマスコト天竺ニモ其類ナシ。(中略) 震旦又コトサラミダリガハシキ國ナリ。昔世スナホニ道ヲダシカリシ時モ、賢ヲエラビテサヅクルアトアリシニヨリ、一種ヲサダムル事ナシ。(中略)

唯我國ノミ天地ヒラケシ初ヨリ今ノ世ノ今日ニ至マデ、日嗣ヲウケ給コトヨコシマナラズ。

(『神皇正統記』序論)

ここから、天皇位は絶対「一種姓」のみに保持されなくてはな

らないとする彼の主張は明らかである。特定の家柄から選出しなくてはならないという条件は、臣下以上に重要である。つまり天皇位は、天皇家という特定の家柄に継承されなくてはならないという大原則がある。親房は、この大原則の正当性の根拠として、天孫降臨神話を書き記すのである。

それでは、天皇家の中から誰が天皇位に選ばれるべきなのか。親房は歴代の天皇を正統と傍系に分類している。彼は、正統の天皇を「マコトノ継体」と呼び、世数をもって数えている。

第十四代、第十四世、仲哀天皇ハ日本武尊第二ノ子、景行御孫也。代ト世トハ、常ノ義差別ナシ。然ト凡ノ承運トマコトノ継体トヲ分別セン為ニ書分タリ。

〔神皇正統記〕仲哀天皇の条

そのため、傍系の天皇とはすぐに区別がつく。彼はどのような根拠で正統と傍系に分けたのかをはっきり記していない。しかし、彼が正統とした天皇を天皇家系図でたどってみると、神武天皇から後村上天皇までの父子一系上に並ぶ天皇が正統とされていることが分かる。そして一系上から枝別れしている天皇を傍系と呼んでいるのである。ここから、天皇位は、父子直系に継承されるのがあるべき姿であるという親房の考えを読み取ることが出来る。親房によれば、天皇は、家柄（天皇家の出身であるかどうか）・血統（天皇家の正嫡であるかどうか）が重要な選考基準となるのである。

それでは、天皇位の継承は、家柄・血統によってすべてが決定されるのであろうか。親房は必ずしもそうは言っていない。

例えば、次代の天皇にふさわしい直系の子孫がない場合である。この場合、別系から天皇を立てるのであるが、その時は、徳や才という資質のある人物を選ぶべきだとする。親房によれば、継体天皇や光孝天皇はこの例である。継体は、「賢名ニヨリテ」という理由で、応仁五世の孫という傍系から天皇になった。光孝が、陽明天皇の突然の退位後に位に就いたのは、「賢才諸親王ニスグレマシマシケレバ」であったからである。徳や才という個人の資質は、血統に基づく継承を補完する条件として認識されている。

親房は、直系の嫡子として血統的に問題なく皇位に就いた天皇にも徳や才が備わることを求める。『神皇正統記』後宇多院の条で、天皇の学問がいかに必要かを説いている。

和漢ノ古事ヲシラセ給ハネバ、政道モアキラカナラズ、皇威モカクナル、サダマレル理ナリ。

親房は、基本的には天皇位は血統に基づいて継承されるものと考えている。しかし、徳や才という為政者の資質もまた重要な条件として、けっして軽視してはいないのである。

前で述べたように、個人の徳や才が、数代を経て繁栄した家柄を形成してゆくことを、親房は「積善ノ余慶」として説明した。個人の努力や才能が、家柄という個人的変化が不可能なものに転化するのである。個人の努力は、個人の栄達のみならず子孫繁栄をもたらす。この原理は天皇についても同様であると親房は考える。天皇に徳や才があれば、直系の子孫が天皇として栄えてゆき、逆に天皇自身が不徳であれば、直系の子孫は天

皇位を継承することはできない。⁽¹⁹⁾このように、天皇家も臣下の家と同様に、個人の徳才は、聖なる血統を生み出す原動力となると親房は考えるのである。

以上、天皇位の継承基準についての親房の見解をまとめてみよう。

○血統・家柄が優先して、徳才はそれを補完する要素である。

○天皇家の出自の人物だけが天皇位に就けることは、神話によって正当化される。

○徳才が個人の領域を越えて正統な血統を形成するという

「積善ノ余慶」により、天皇位のゆくえが左右される。天皇位の継承は、基本的に臣下の任官基準と同じ論理で行われるという親房の見解は明らかである。⁽²⁰⁾この点において、親房は、天皇を臣下と較べて特別な存在と考えていないのである。

結び

律令官制は、天皇中心の中央集権国家構築という明確な目的のもとに組織された。天皇は超越した存在であり、その統治は神話に基づいて正当化される。官吏は、国家構築の目的を遂行できる実務能力が必要とされた。ゆえに、官位令・職員令に規定された官吏のヒエラルヒーは、徳や才などの個人の行政能力を基準にして形成される。天皇統治の正当性の根拠を神話に求めた点は非合理的と言えるが、政治が目指す方向が明確なため、

官制は目的遂行にむけて合理的に規定されている。

さて、親房の任官論を考察して、次のことが明らかになった。

A 任官は、家柄が選考の第一基準である。その基準が正当であることは、神話や「積善ノ余慶」原理に求められる。

個人の能力は、家柄を補完する条件にすぎない。

B 皇位継承者決定基準は、臣下の任官基準と共通する。

A について、律令官位制度において、天皇政治を補佐できる有能な人材の確保という目的に応じた選考基準があった。親房が、家柄に基づく任官を容認するのは、律令国家の政治目的の継承を放棄したことの現れと言える。B について、天皇家は諸家の頂点に立つが超越した存在ではない。親房の天皇の位置づけから、彼は、卓越した天皇の存在を前提とした律令国家的な政治形態を目指していなかったことが分かる。以上、A・Bから、律令国家の目指した政治目的とその遂行のための官制は、親房の政治ビジョンと一致していなかったことが分かる。

それでは、親房はどのような政治を目指していたのだろうか。

それは、『神皇正統記』・『職原抄』の中で直接語られていない。彼は、具体的な任官基準については述べても、官制全体に論及していない。官制論が明らかであれば、そこから彼の政治構想全体も明らかになるだろう。

家柄に基づく任官という親房の見解は、あまり説得力のあるものといえなかった。いったい、家柄に基づく任官の容認から、どれほどの政治理念が抽象できるだろうか。親房の議論が、一般的な官制論として現れずに、任官基準論という形で矮小化し

現れるのは、彼が明確な官制論と政治ビジョンを持っていないためではないか。彼の官制論は、非在ゆえに言及されないのではないか。親房の考える官位制度は、具体的な行政組織の一部というより、社会的身分秩序をあらわす単なるものさしではないか。そのものさしは、家柄という改変不能なものに基づくので、流動性がなく、だから社会秩序の固定と安定に役立つ。親房は、律令制に代わる何かを求めているが、何かの答えは見つかつていないのである。

以上から、親房の政治論を次のように言うことができる。彼の思想に、現実を分析し理論化して新たな政治形態を構想してゆく、あるいは他の政治思想を吸収して政治形態を構想してゆく姿勢を見いだすことはできない。彼は、現実の政治のありかたを深化してゆけば、よりよいものに到達するのではないかと期待を、漠然と抱いていたのだろう。

政治を習慣の繰り返しと考える傾向は、平安時代後期に始まって⁽²⁾いた。しかし、建武新政までに一連の律令回帰の思想が存在し、国家政治の究極的な目的を再確認しようとする動きがあった。親房の政治思想の特徴は、律令への回帰を否定して、政治の有職故実化を徹底しようすることで、活路を見いだそうとしたことである。

註

(1) 本論文の『神皇正統記』の引用は、岩波日本古典文学大系

による。

(2) 佐藤進一『日本の中世国家』(岩波書店、一九八三年)など。

(3) 江戸時代、『職原抄』は代表的有職故実書として広く読まれた。しかし明治以降、『神皇正統記』のみが皇国史観のテキストとして享受され、『職原抄』は等閑視されてきた。近年では、『職原抄』は『神皇正統記』奥書の「或童蒙」確定の議論の材料として使われたにすぎない。

(4) 「孝光ヨリ上ツカタハ一向上古也」(『神皇正統記』光孝天皇の条)とあり、親房の言う上古とは、八八〇年代以前のことである。

(5) 選叙令・考課令は、日本思想大系『律令』(岩波書店、一九七六年)による。

(6) 才は官吏に必要な学問のこと。学問の具体的内容は、学令を参照。

(7) 本論文の『職原抄』の引用は、白山芳太郎『職原抄の基礎的研究』並びに校本『臨川書店、一九八〇年』による。

(8) 「令義解」職員令の「无其人則闕」の解釈による。

(9) 親房の思想的影響下にある「北畠顕家奏状」(日本思想大系『中世政治社会思想』下、岩波書店、一九八一年)も、官爵登用の基準として、德才と家柄の両方をあげている。

(10) 津田左右吉『日本の神道』(附録第三『愚管抄及び神皇正統記に於けるシナの史学思想』(全集九卷・岩波書店、一九六四年))は、血統相続と徳に基づく相続は、本来両立しないと指摘する(四〇二頁)。

- (11) 野村忠夫『官人制論』（雄山閣、一九七五年）など。
- (12) 『徳大寺実基政道奏状』（日本思想大系「中世政治社会思想」下）。
- (13) 弘長三年新制は、水戸部正男『公家新制の研究』（創文社、一九六一年）による。
- (14) 我妻健治『神皇正統記論考』、「序章・第二節 北畠親房の官途」（吉川弘文館、一九八一年）。
- (15) 富田政弘『室町殿と天皇』（「日本史研究」三二九）によれば、律令的土地制度・官司制度・天皇と太政官制は理想の正道であり、荘園制・官司請負制・治天の王権は末世の権道であるとの認識が中世にあった。
- (16) 笠松宏至『日本中世法史論』第七章「中世の政治社会思想」（東京大学出版会、一九七九年）、『徳政令』（岩波書店、一九八二年）。
- (17) 河内祥輔『古代政治史における天皇制の論理』（吉川弘文館、一九八六年）は、直系相続が天皇位継承の基本であることを明らかにした。
- (18) 親房と同時代の花園院が著した『誠太子書』などにも、学問が天皇にいかが必要かが説かれている。
- (19) 『神皇正統記』は、継体天皇や光孝天皇の直系の子孫が天皇位を独占し繁栄したことへの根拠を継体や光孝の徳に求め、反対に武烈天皇の子孫が断絶した根拠を武烈の不徳に求める。
- (20) 網野善彦『異形の王権』（平凡社、一九八六年）は、南北

朝期の天皇位が「天皇職」として他の官職と同列であった可能性を指摘している。

(21) 平安後期、政治とはすなわち儀礼の正確な遂行と認識され、その作法を記した有職故実書が多く著された。

(しもかわりようこ 筑波大学大学院哲学・思想研究科在学中)